

第5章 手数料

第1節 日本国特許庁(本国官庁)へ納付する手数料

[議8条(1)、法76条、手数料令4条]

1. 国際登録出願 一件につき9,000円

2. 特許庁に手続をした場合に必要の手数料

(1) 事後指定 一件につき4,200円

(2) 国際登録の存続期間の更新の申請 一件につき4,200円

(3) 国際登録の名義人の変更の記録の請求 一件につき4,200円

3. 納付方法

(1) 特許庁に納付する手数料は、特許印紙のほか、現金納付制度(電子現金納付を含む)を利用することができます。

特許印紙を貼るときは別の用紙に貼り、印紙の下にその額を括弧書きにて記載するとともに、

① 国際登録出願をするときには、出願人の氏名(名称)、その基礎とした商標登録出願の番号又は基礎とした商標登録の番号、書類記号及び提出日を記載して下さい。

② 上記2の(1)～(3)の手続をするときには、名義人の氏名(名称)、国際登録番号、書類記号及び提出日を記載して下さい。

(2) 予納による納付及び口座振替納付は本件手続には適用されません。

第2節 国際事務局へ納付する国際手数料

国際登録出願に必要な国際手数料は、予め国際事務局へ納付しなければなりません。国際事務局へ納付するすべての支払は、スイス通貨により行います。[議8条(2)][規則35(1)]

1. 国際登録出願

(1) 基本手数料

- ①標章が色彩付きでない場合 653スイスフラン
 ②標章が色彩付きである場合 903スイスフラン
 (2) 付加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定した場合)
 一指定国ごとに 100スイスフラン
 (3) 追加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定した場合)
 標章の国際分類の数が3を超えた一区分ごとに 100スイスフラン
 (4) 個別手数料(付加手数料及び追加手数料に代えて、個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合: 各国ごとに定める額)
 ※ガーナ、キューバ、日本は個別手数料の二段階納付制をとっています。これらの国を指定する国際登録出願に関しては、国際登録出願時に個別手数料のうち第一の部分、各指定国官庁の審査を経て標章の保護が認められた後に個別手数料の第二の部分の支払が必要になります。個別手数料の第二の部分の支払が指定期間内になされない場合には、各指定国にかかる国際登録が取り消されてしまいますので、ご注意ください。
 【参考資料3】の「個別手数料一覧表」を参照して下さい(個別手数料の受領を宣言している締約国は2009年7月現在38ヶ国。)
 個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は、上記の付加手数料、追加手数料の支払は不要です。
 (注) 個別手数料は為替変動等により変更される場合があります。個別手数料に関する情報は、WIPOのホームページに掲載されています。

Q27 手数料はどのように納めるのですか。

- A 国際登録出願の手数料には、国際事務局へ支払う手数料と、日本国特許庁へ支払う手数料とがあります。国際事務局へ支払う手数料は出願前に直接国際事務局の銀行口座(スイス)へ振り込み等により支払い、日本国特許庁へ支払う手数料は出願と同時に特許印紙等で納めます。

Q28 国際事務局への支払時期はいつですか。

- A 日本国特許庁に国際登録出願の手続をする前に、国際事務局へ手数料を支払って下さい。なお、各国の個別手数料は変動するため、支払に不足額が生じる場合もありますので、最新の個別手数料を国際事務局のHP等で確認して手数料を支払い、その直後に日本国特許庁へ国際登録出願の手続を行うことをお奨めします(本国官庁である日本国特許庁が出願を受理した日の手数料が適用されます)。

Q29 国際事務局へ支払う手数料の具体的な算出方法は？

A 【例】 商標は白黒で、日本から「フランス(個別手数料なし)」、「ドイツ(個別手数料なし)」、「米国(個別手数料設定)」を指定し、ともに分類を4区分として国際登録出願する場合。

- ①基本手数料 653sf(白黒料金)
- +②付加手数料 100sf×2国(個別手数料国を除くフランス、ドイツ分)
- +③追加手数料 100sf×1区分(3区分を超える部分)
- +④個別手数料 337sf×4区分(米区分)
- =手数料支払総額 2, 301sf

2. 事後指定

- (1) 基本手数料 300スイスフラン
- (2) 付加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)

一指定国ごとに 100スイスフラン

- (3) 個別手数料(付加手数料に代えて、個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合:各国ごとに定める額)

※ガーナ、キューバ、日本は個別手数料の二段階納付制をとっています。これらの国を指定する国際登録出願に関しては、事後指定時に個別手数料のうち第一の部分、各指定国官庁の審査を経て標章の保護が認められた後に個別手数料の第二の部分の支払が必要になります。個別手数料の第二の部分の支払が指定期間内になされない場合には、各指定国にかかる国際登録が取り消されてしまいますので、ご注意下さい。

3. 国際登録の存続期間の更新の申請

- (1) 基本手数料 653スイスフラン

(注)6ヶ月間の猶予期間に手続した場合の追加手数料 326. 50スイスフラン

- (2) 付加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)

一指定国ごとに 100スイスフラン

- (3) 追加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)

標章の国際分類の数が3を超えた一区分ごとに 100スイスフラン

- (4) 個別手数料(付加手数料及び追加手数料に代えて、個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合:各国ごとに定める額)

4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求

- (1) 国際登録の全部移転の場合 177スイスフラン
- (2) 国際登録の一部(商品及び役務の一部又は指定国の一部)移転の場合
177スイスフラン

5. 国際事務局への支払手数料の計算方法

国際登録出願、事後指定及び存続期間の更新申請に関する国際事務局へ支払う手数料の算出方法として、**自動計算システム**がWIPOのホームページに掲載されており、無料(通信回線料及びプロバイダー接続料は除く)で利用することができます。同システムは商標権の取得を希望する指定国、指定商品数等を入力することにより必要な支払額が表示されます。

「WIPOホームページ http://www.wipo.int/madrid/feecalc/FirstStep_」

6. 国際事務局への支払方法

(1) 手数料の納付方法

国際事務局に納付する国際手数料は、スイスフランにより国際事務局に直接支払わなければならない、WIPOにより公表されている支払方法は次のとおりです。

①WIPOに設けた支払者(出願人等)の口座からの引き落とし

②銀行振込

振込先銀行名: Credit Suisse

銀行の所在地: CH-1211 Geneva 70 SWITZERLAND

SWIFT/BIC code^{*1}: CRESCHZZ80A

受取人の名称: WIPO

受取人の住所: 34, chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland

口座の番号: CH51 0483 5048 7080 8100 0

③郵便口座への支払

加入者: WIPO

口座番号: CH03 0900 0000 1200 5000 8

SWIFT/BIC code^{*1}: POFICHBE

④クレジットカード

^{*1} SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) code:銀行間通信用コード

(2) 留意点

上記(1)については下記の点について留意して下さい。

①WIPOに設けた支払者(出願人等)の口座からの引き落とし

- ・WIPOへ事前に口座を開設する必要があります。
- ・WIPOは、5,000スイスフランの前払いを推奨しています。

(詳細は以下のホームページで確認、またはWIPOにお問い合わせ下さい)

「WIPOホームページ」; http://www.wipo.int/madrid/en/fees/about_fees.htm」

WIPO: Finance Department – Income Section

Add: 34, chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland

Tel: 41-22-338 9111、Fax: 41-22-734 4693

E-mail: income.accounts@wipo.int

②銀行振込

出願人等がWIPOの銀行口座に送金して支払う手続ですが、銀行間における外国送金に伴う送金方法、為替レート及び手数料等については最寄りの取引銀行に確認して下さい。

なお、外国送金依頼書中の「受取人への連絡事項」の欄には、

送金目的、基礎出願(登録)の番号又は国際登録番号、出願人(名義人)の氏名又は名称、商標名

「送金目的」の欄には、

国際登録出願等手数料の支払の旨

を必ず記載して下さい。

また、詳細は、下記「7. 外国送金による留意点」を参照して下さい。

③郵便口座への支払

出願人等がWIPOの郵便口座へ支払う手続ですが、送金方法、為替レート及び手数料等については最寄りの郵便局に確認して下さい。

なお、郵便口座への支払にも、上記②の事項を記載して下さい。

④クレジットカード

オンラインによる更新手続(本テキストp.58参照)又は国際事務局からの欠陥是正通報等の特定の通報による手数料の電子納付の際に利用可能です。

7. 外国送金による留意点

(1) 送金通貨

スイスフラン建てで送金して下さい。

(2) 外国送金依頼書の留意点【参考資料4】「外国送金依頼書 兼 告知書 記載見本」参照

①「受取人への連絡事項」欄(銀行により若干記載表現が異なります)

銀行により連絡できるメッセージ数に制限がありますが、可能な限りたくさんのメッセージを国際事務局へ送って下さい。また、メッセージは適宜省略形を使用することも可能です。

<国際登録番号付与前>

- ・送金目的(マドプロ出願)
- ・基礎出願(基礎登録)の番号(1つのみ)
- ・出願人の氏名又は名称(1名のみ)
- ・商標名(文字商標の場合)

※メッセージ数に制限があるため上記の順に可能な限り記載して下さい。

<国際登録番号付与後>

- ・送金目的(事後指定、名義変更、更新申請等)
- ・国際登録番号
- ・名義人の氏名又は名称(1名のみ)

※本欄により国際事務局は、国際登録出願の入金の照合及び確認を行うため必ず記載して下さい。

②「送金目的」欄

「国際登録出願の手数料の支払」の旨を記載して下さい。

③「送金者の氏名、住所」欄

後日、国際事務局から本欄の記載者あてに領収書が送付されますので、必ずローマ字で記載して下さい。

Q30 銀行の送金費用にはどのようなものがありますか。

- A 電信で送信した場合、銀行に支払う電信料、送金手数料、外貨取扱い手数料などが必要で、1回の送金で数千円が必要となります。なお、振込先(国際事務局)銀行の受取手数料の支払は不要です。

第3節 指定締約国が受領する手数料

出願人(名義人)が本国官庁手続として、指定締約国へ直接納付することはありませんが、付加手数料に代えて個別手数料の受領を宣言している締約国を指定した場合は、当該締約国

が宣言している額を国際事務局に支払わなければなりません。

なお、個別手数料の支払は国際登録出願時、事後指定時及び存続期間の更新申請時に個別手数料の支払を宣言している締約国を指定する又は更新する際に発生します。

第4節 国際事務局による手数料の払戻し

1. 国際出願手数料

国際事務局は、納付された基本手数料の半額並びに付加手数料、追加手数料及び個別手数料を次の場合に限り支払者に返還します。

- ・国際出願が国際登録前に放棄されたものとみなされた場合

[規則11(5)、規則12(8)]

2. 事後指定手数料

- (1) 国際事務局は、納付された基本手数料の半額並びに付加手数料及び個別手数料を次の場合に限り支払者に返還します。

- ① 事後指定が国際登録簿への記録の前に放棄されたものとみなされた場合

[規則24(5)(b)]

- ② 事後指定において、すべての指定締約国が議定書に拘束されていない場合

[規則24(5)(c)]

- (2) 国際事務局は、納付された付加手数料及び個別手数料を次の場合に限り支払者に返還します。

- ・事後指定において、指定締約国が、議定書に拘束されない締約国の一部を指定した場合

[規則24(5)(c)]

3. 更新申請手数料

国際事務局は、納付された基本手数料、付加手数料、追加手数料及び個別手数料を次の場合に限り支払者に返還します。

- ・更新手数料の満額が支払われず、更新を抹消した場合

[規則30(3)(c)]

4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求料

国際事務局は、納付された国際登録の名義人の変更の記録の請求料の半額を次の場合に限り支払者に返還します。

- ・国際登録の名義人の変更の記録の請求が放棄されたものとみなされた場合
[規則26(2)]

5. 国際登録の商品及び役務の減縮の請求料

国際事務局は、納付された国際登録の商品及び役務の減縮の請求料の半額を次の場合に限り支払者に返還します。

- ・国際登録の商品及び役務の減縮の請求が放棄されたものとみなされた場合
[規則26(2)]

6. 国際登録の名義人の氏名(名称)変更の請求料

国際事務局は、納付された国際登録の名義人の氏名(名称)変更の請求料の半額を次の場合に限り支払者に返還します。

- ・国際登録の名義人の氏名(名称)変更の請求が放棄されたものとみなされた場合
[規則26(2)]

7. 国際登録の名義人の住所(居所)変更の請求料

国際事務局は、納付された国際登録の名義人の住所(居所)変更の請求料の半額を次の場合に限り支払者に返還します。

- ・国際登録の名義人の住所(居所)変更の請求が放棄されたものとみなされた場合
[規則26(2)]

第5節 過誤納による手数料の返還

1. 日本国特許庁

- (1) 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還します。 [法第76条第7項]

- ① 国際登録出願手数料
- ② 事後指定手数料
- ③ 更新申請手数料

④名義人変更の記録の請求手数料

(2) 返還の請求は「過誤納手数料返還請求書」を提出して行います。

(注) 手数料の返還は、納付した日から1年を経過した後は請求できません。

[法第76条第8項]

2. 国際事務局

(1) 原因がなく誤って支払った場合には、支払者が国際事務局に請求することにより返還されます。

(2) 金額を誤って必要以上に支払った場合には、規定の料金を超える部分については支払者が国際事務局に請求することにより返還されます。

(3) 返還する際に必要な手数料は、受取人が負担することになります。

(4) 返還の請求は、英語により作成した「書簡」を直接国際事務局に提出することにより行います。

第6節 保護の拒絶後の返金(欧州共同体)

欧州共同体商標意匠庁(OHIM)は、欧州共同体商標規則を実施するための規則の定めるところにしたがい、国際登録にかかる標章について、最終的な保護の拒絶がOHIMから国際事務局に通報された場合、欧州共同体を指定するために支払われた個別手数料の一部を、国際登録の名義人に返還します。

(1) 保護の拒絶が全て(全商品又は役務)にわたる場合返還される金額

標 章：850ユーロ＋商品(役務)が3区分を超える場合、1区分150ユーロ

団体標章：1,700ユーロ＋商品(役務)が3区分を超える場合、1区分300ユーロ

(2) 保護の拒絶が一部の場場合返還される金額

支払った区分料と欧州共同体の指定が引き続き保護される国際登録の区分のみを含む場合における、支払うべき区分料の差額の50%。

(注) 返金手続は、国際登録の名義人又は代理人が、OHIMに対して直接行うものであり、

国際事務局及び本国官庁はこの手続に関与することはありません。

なお、欧州共同体の個別手数料改定に伴い、欧州共同体による保護の拒絶後の返金は、2009年8月12日以降はなくなりますので、ご注意下さい。